平成２４年（再ロ）第７号

鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　広幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月19日
２の書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年９月19日まで
平成25年８月20日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再ロ）第８号

鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　裕子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年９月19日まで
平成25年８月20日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

高知県南国市小籠794番地　寿ハイツ１号
再生債務者　中川　敦水
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第３号

兵庫県西宮市高畑町１番２―708号
再生債務者　河南　憲幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第１８号

大阪市淀川区新高６丁目14番14号プラザ宮田401号
再生債務者　柄本　春則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２１年（再ロ）第１０１６０号

東京都足立区綾瀬６―34―３―302
再生債務者　奥山　隆男
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成22年６月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.nirakuco.jp
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月九日
掲載頁　五十三頁（号外第一四八号）
平成二十五年八月二十八日
福島県郡山市方八町一丁目一番三九号
（甲）株式会社ニラク
代表取締役　谷口　久徳
埼玉県羽生市大字上川崎三二六番地
（乙）株式会社仁
代表取締役　伊藤　正哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年八月六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月九日
掲載頁　五十二頁（号外第一七四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月九日
掲載頁　五十二頁（号外第一七四号）
平成二十五年八月二十八日
栃木県那須郡那珂川町久那瀬三四〇番地一
（甲）馬頭運送株式会社
代表取締役　岡　一美
栃木県那須郡那珂川町久那瀬二五八番地一
（乙）馬頭交通株式会社
代表取締役　岡　一美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲乙共に会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十五年九月六日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月三十一日
掲載頁　九十八頁（号外第一一三号）
平成二十五年八月二十八日
東京都台東区上野一丁目四番八号
（甲）パナソニック　メディコムネットワークス株式会社
代表取締役　小園　真哉
大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号
（乙）パナソニック　メディコム近畿株式会社
代表取締役　髙橋　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年八月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十四日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十二日
掲載頁　三十五頁（号外第一五七号）
（丙）http://www.tec.mirait.co.jp/rtk/
平成二十五年八月二十八日
東京都江東区新木場二丁目一五番二〇号
（甲）大明ネクスト株式会社
代表取締役　鷲山　幾男
東京都江戸川区中央三丁目一二番一四号
（乙）東電通テクノス株式会社
代表取締役　江村　義次
東京都品川区西五反田二丁目二三番二号
（丙）株式会社レナット東京
代表取締役　佐伯　光広